附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の第一条及び次項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和七年九月三十日までの間	四、六五八人

○法務省令第十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（矯正監査室及び矯正デジタル化推進室並びに矯正調査官）	（矯正監査室並びに情報通信企画官及び矯正調査官）
第九条　総務課に、矯正監査室及び矯正デジタル化推進室並びに矯正調査官二人を置く。	**第九条**　総務課に、矯正監査室並びに情報通信企画官一人及び矯正調査官二人を置く。
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　矯正デジタル化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	4　情報通信企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　矯正局の所掌事務に関する行政の情報化の推進に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。	［号を加える。］
二　矯正の情報システムの整備及び管理に関すること。	一　矯正の情報システムの整備及び管理に係るものの企画及び調整に関すること。
三　［略］	二　［同上］
5　矯正デジタル化推進室に、室長を置く。	［項を加える。］
6　［略］	5　［同上］
（効果検証室及び処遇企画官）	（処遇企画官）
第十五条　観察課に、効果検証室及び処遇企画官一人を置く。	**第十五条**　観察課に、処遇企画官一人を置く。
2　効果検証室は、次に掲げる事務をつかさどる。	［項を加える。］
一　再犯の防止等（再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）第二条第二項に規定する再犯の防止等をいう。）に関する施策（観察課の所掌に属するものに限る。）のうち特定のものに係る効果検証に関すること。	［項を加える。］
二　犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する諸課題（観察課の所掌に属するものに限る。）の解決に寄与する調査、研究及び企画に関すること。	2　処遇企画官は、命を受けて、保護観察及び刑事施設又は少年院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。
3　効果検証室に、室長を置く。	
4　処遇企画官は、命を受けて、保護観察及び刑事施設又は少年院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務（効果検証室の所掌に属するものを除く。）のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。